第８　二次入学者選抜

Ⅰ　全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制

二次選抜において、全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制に志願することのできる者は、「第１ 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の１に該当する者のうち、次の①～③のいずれかに該当する者とする。ただし、高等学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校に在籍している者は出願することはできない。

①　本入学者選抜出願時に国公私立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者

②　中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、①に該当する者

③　併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、①に該当する者

１　出　　願

(1) 出願は、１校１学科等に限る。

ただし、募集人員を複数の学科等ごとに設定している学校において、複数の学科等で二次選抜を実施する学校にあっては、他の学科等を第２志望とすることができる。

(2) 出願期日及び出願時間は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３月23日 | 水 |  　午前９時～正午 |

２　出願書類

　　　志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

　　　ただし、大阪府立桜和高等学校の出願場所は、大阪市立南高等学校とする。

　　　なお、中学校長は、当該志願者の調査書を出願時に提出すること。（参照「第１ 全般的な事項」の

「ⅩⅠ 調査書及び成績一覧表等」の６(6)）

(1) 入学志願書（様式102）〔様式集４ページ〕

（注１）用紙は、各高等学校及び高等学校を設置する各教育委員会においても交付する。

（注２）他府県中学校出身者で令和４年度一般選抜に出願した者については、出身中学校長の証明印は不要である。

(2) 自己申告書（様式111）〔様式集７～８ページ〕

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

(3) 入学検定料

全日制の課程

出願時に当該高等学校において入学検定料 2,200円を現金で納入する。

多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制

出願時に当該高等学校において入学検定料 950円を現金で納入する。

(4) （過年度卒業者のみ）

　本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書

(5) （「第１ 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の１(2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集11ページ〕

(6) （「第１ 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の１(3)に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類

Ⅱ　定時制及び通信制の課程

二次選抜において、定時制及び通信制の課程に志願することのできる者は、「第１ 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の２に該当する者のうち、次の①～③のいずれかに該当する者とする。ただし、高等学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校に在籍している者は出願することはできない。

①　本入学者選抜出願時に国公私立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者

②　中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、①に該当する者

③　併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、①に該当する者

１　出　　願

(1) 出願は、１校１学科等に限る。

ただし、定時制の課程において、募集人員を複数の学科ごとに設定している学校で、複数の学科で二次選抜を実施する学校にあっては、他の学科を第２志望とすることができる。また、通信制の課程において、昼間部及び日・夜間部のそれぞれの部において二次選抜を実施する場合には、他の部を第２志望とすることができる。

(2) 出願期日及び出願時間は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３月23日 | 水 |  　午前９時～正午 |

２　出願書類

　　　志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

なお、中学校長は、当該志願者の調査書を出願時に提出すること。（参照「第１ 全般的な事項」の

「**ⅩⅠ**　調査書及び成績一覧表等」の６(6)）

(1) 入学志願書（様式102）〔様式集４ページ〕

（注１）用紙は、各高等学校及び高等学校を設置する各教育委員会においても交付する。

（注２）他府県中学校出身者で令和４年度一般選抜に出願した者については、出身中学校長の証明印は不要である。

(2) 自己申告書（様式111）〔様式集７～８ページ〕

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

(3) 入学検定料

定時制の課程

出願時に当該高等学校において入学検定料 950円を現金で納入する。

通信制の課程

出願時に当該高等学校において入学検定料 800円を現金で納入する。

(4) （過年度卒業者のみ）

本人の住民票の写し又はこれに代わる証明書

(5) （他府県在住で、勤務先が府内にある者のみ）

事業主による勤務証明書（勤務見込みの場合を含む。）

(6) （「第１ 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の２(3)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集11ページ〕

Ⅲ　学力検査等

学力検査は実施せず、面接を実施する。

１　面接は、志願者全員について、出願時に各高等学校長が当該高等学校において行う。

　　　ただし、大阪府立桜和高等学校の志願者については、大阪市立南高等学校において行う。

２　面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。

Ⅳ　入学者の選抜

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

１　高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。

２　選抜の資料は、調査書及び面接の評価とする。

３　合格者の決定に当たっては、調査書中の記載事項及び面接の評価を組み合わせて総合判定する。

４　全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）、昼夜間単位制並びに定時制の課程において、複数の学科等を設置している高等学校における各学科等の合格者の決定は、次のように行う。

(1) すべての受験者を、第１志望の学科等に関係なく総合判定の結果の高い者から順に並べる。

(2) 総合判定の結果の高い者から順に、第１志望の学科等に振り分ける。

(3) (2)において各学科等の募集人員に当たる人数に先に達した学科等について、総合判定の結果の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。

(4) すでに合格となった者及び(3)において選抜を行った学科等のみを志望している者を除き、(1)、(2)、(3)の手順を繰り返し、各学科等の合格者を決定する。

ただし、(2)において、第１志望の学科等にすでに不合格となり、他の学科等を第２志望としていた者については、第２志望の学科等を第１志望として扱う。

５　通信制の課程においては、第２志望者がある部にあっては、まず第１志望者について選抜を行い、その合格者数が募集人員に満たないときは、第２志望者の中から合格者を補う。

６　合格者の決定に当たって、「２」、「３」、「４」及び「５」に従うことが実際上はなはだしく困難な場合は、高等学校長は、所管の教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

７　高等学校長は、３月17日（木）までに選抜実施計画を所管の教育委員会に報告する。

Ⅴ　合格者の発表

合格者の発表は、以下のとおり各高等学校において行う。

　　ただし、大阪府立桜和高等学校の合格者の発表は、大阪市立南高等学校において行う。

全日制の課程 ３月25日（金）午前10時

多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール） ３月25日（金）午前10時

昼夜間単位制　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ３月25日（金）午前10時

定時制の課程　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ３月25日（金）午後２時

通信制の課程　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ３月25日（金）午後２時

第９　知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜

自立支援補充選抜に志願することのできる者は、「第６ 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜」に志願することのできる者のうち、次の①～③のいずれかに該当する者とする。

①　自立支援補充選抜の出願時に国公私立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者

②　中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者のうち、①に該当する者

③　併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、①に該当する者

Ⅰ　出　　願

１　出願は、１校に限る。

２　出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３月23日 | 水 | 午前９時～正午 |

３　志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

(1) 入学志願書（様式101）〔様式集２～３ページ〕

(2) 自己申告書（様式112）〔様式集９～10ページ〕

　　　　自己申告書は、原則として志願者の自筆とするが、志願者が保護者等と相談のうえ、他の者が記入してもよい。

(3) 療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写し

(4) 入学検定料

　　　　出願時に当該高等学校において入学検定料 2,200円を現金で納入する。

(5) （「第１ 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の１(2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集11ページ〕

(6) （「第１ 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の１(3)に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類

Ⅱ　学力検査等

学力検査は実施せず、面接を実施する。

１　面接は、３月23日（水）に行う。

２　面接は、志願者全員について、各高等学校長が当該高等学校において行う。

３　面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。

４　面接は、保護者の同伴を原則とする。

５　面接の時間については、出願時に、当該高等学校長が示す。

Ⅲ　入学者の選抜

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

１　高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。

２　選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接とする。

３　合格者の決定に当たっては、調査書及び推薦書中の記載事項、並びに面接の内容をもとに総合判定し、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

４　合格者の決定に当たって、「２」及び「３」に従うことが実際上はなはだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

５　高等学校長は、３月17日（木）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

Ⅳ　合格者の発表

合格者の発表は、３月25日（金）午前10時に各高等学校において行う。